

田仲つねお 市政レポート

(田仲常郎)

「大きな夢の挑戦者」「小さな声の代弁者」

H30年10月号

縁にありがとう
出会う感謝



TANAKA TSUNEO

PROFILE

昭和41年3月20日生まれ(52歳)
緑ヶ丘第二幼稚園 則松小学校
昭和56年3月則松中学校卒業
昭和59年3月東海大学附属第五高等学校卒業
平成26年3月北九州市立大学地域創生学群
地域創生学類卒業

平成21年1月に市議会議員に初当選。
総務財政委員会 委員
環境建設委員会 委員
平成25年1月に2期目市議会議員に当選。
総務財政委員会・委員長
環境建設委員会 委員
平成29年1月に3期目市議会議員に当選。
環境水道委員会 委員

現在に至る
＜社会活動&現在の役職＞
NPO則松金山川コスモス会 理事長
北九州市花咲く街かどづくり推進協議会副会長
八幡西区花咲く街かどづくり推進協議会会長
北九州なぎなた連盟会長
八幡西区柔道連盟理事
日本おもと協会東筑支部 相談役
保護司
学校法人緑ヶ丘学園評議員

<http://ameblo.jp/tanaka-tsuneo/>
<http://www.facebook.com/tsuneo.tanaka.161>

市政レポート発行にあたり

9月定例会では平成29年度決算特別委員会の副委員長に拝命されました。高齢化社会の進展や、公共施設の維持費の増加等が見込まれる状況を踏まえると、限られた財源の中で、いかに効率的で効果的な市政運営が行われているかを「選択と集中」の視点からしっかりと評価いたしました。市政レポートとして発行致しましたのでご査収願えましたら幸いです。

平成30年9月議会報告

■平成29年度決算について

1. 決算の収支状況について

○一般会計の決算

歳入……………5,522億6,295万円
歳出……………5,488億5,956万円
歳入歳出差し引き34億338万円、これから繰越にかかる財源を差し引いた実質収支は17億481万円の黒字となっています。

○特別会計

国民健康保険特別会計ほか20会計で、
歳入……………5,549億4,017万円
歳出……………5,370億6,776万円
歳入歳出差し引き178億7,241万円、これから繰越にかかる財源を差し引いた実質収支は172億9,664万円の黒字となっています。

○企業会計

損益収支は、上水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の3会計が黒字となり、交通事業会計、病院事業会計の2会計が赤字となりますが、年度末資金剰余は5会計全てで黒字となっています。

2. 決算の概要について

平成29年度は、新しい人の流れをつくり、まちの魅力を創出・発信し、本市への定住・移住を促進するため特に重点的に取り組むべき「5つの柱」を掲げて、市政運営に取り組まれました。

①『新しいひとの流れをつくり、女性や若者が定着するまちの創出』

奨学金の返還を支援する「北九州市未来人材支援事業」の創設、本市の魅力を発信する首都圏での新たなシタイプロモーションの開催、転入者向けの住宅補助制度の対象拡充など、若い世代の定住・移住促進に取り組まれました。また、市内小学3年生を対象に美術鑑賞プログラムの実施、国内外の映画等の撮影誘致や「北九州国際漫画大賞」の開催などを通じた「映画の街・北九州」の漫画の街・北九州の発信、小倉城庭園での杉田久女・橋本多佳子の顕彰コーナーや子ども図書館での児童文学顕彰コーナーの設置を進めました。さらに、大規模国際大会等の誘致活動を展開し、東京オリンピックでのタイ王国卓球代表チームのキャンプ地誘致、「ワールドドラグビー女子セブンズシリーズ」の誘致に成功しました。その他に小倉城天守閣の展示リニューアルを進めるなど、小倉城周辺エリアの魅力向上を図り、国内外から多くの観光客が訪れました。

②『学校施設等公共施設の老朽化対策の推進』

子どもたちの学びの場であり、避難所ともなる学校施設の大規模改修や外壁改修などを実施しました。また、市民センターなど多くの市民が利用する公共施設等の老朽化対策を進めました。

③『本市の強みを活かし、魅力あるしごとを創出』

国家戦略特区関連では、介護ロボット等の導入実証や自動運転技術の開発、実証を行う企業や大学を支援しました。北九州空港では、路線誘致に取り組み、過去最高となる利用客164万人を達成しました。また、再生可能エネルギー導入促進等に向け、次世代資源・エネルギーシステム創生事業を実施するとともに、響灘洋上風力発電事業での関連産業の総合拠点形成に取り組みました。さらに、ロボットやIoTなどの新しい技術に関して、地元中小企業への導入支援に取り組むとともに、折尾地区総合整備事業や響灘東地区処分場整備事業など、都市基盤の整備を着実に進めました。

④『安心して子どもを産み育てることのできるまちの創出』

保育所整備や認定こども園移行のための施設整備助成など、待機児童対策を推進するとともに、放課後児童クラブを増強したほか、「子ども食堂」活動支援のための助成制度を創設しました。また、本市独自の学力調査の実施拡充や放課後等を活用して学習機会を提供する「子どもひまわり学習塾」の対象校拡充など、学力向上に向けた取り組みを実施するとともに、中学校区及び特別支援学校に学校図書館職員を拡充配置や子ども図書館、小倉南図書館の整備を進め、子どもの読書活動を推進しました。さらに、教員に代わって指導や引率等を担う「部活動指導員」を新たに配置しました。その他に「仮称」平和資料館の整備に向け、基本計画を策定したほか、「嘉代子桜・親子桜」の市立特別支援学校等への植樹など非核・平和推進事業を継続して実施しました。

⑤『誰もが安心して暮らせるまちの創出』

難病相談支援センターを開設するとともに、総合療育センターの再整備や八幡病院の移転改築などを推進しました。また、民間保育所等の防犯対策の強化に要する経費の一部補助や、通学路における防犯灯の補助、老朽空き家等の除却促進、また、防災対策では、通学路の安全対策、豪雨対策、上下水道の震災対策、橋梁・トンネル等の長寿命化対策などを推進しました。

3. 平成30年度9月補正予算について

一般会計で105億1,247万円の増額、特別会計で16億9,582万円の増額、企業会計で8億3,500万円の増額を行うこととし、補正後の予算規模は、一般会計で1兆2,187億8,007万円となります。また、企業会計において、債務負担行為を12億円増額補正しています。

今回の補正予算は、平成30年7月豪雨による災害関連として、被災した道路、河川、公園、農林業施設、学校施設、市営住宅、保育所の復旧や補修に要する経費のほか、災害廃棄物の処分等に要する経費を計上するとともに、災害情報自動配信システムの機能強化に要する経費、「ふるさと納税」による災害支援を活用した見舞金を給付するための経費を計上しています。また、国の内示増による公共事業関連として、道路、街路、河川、公園、市営住宅の整備に要する経費を計上しています。

そのほか、文化庁から選定された「東アジア文化都市」の開催に向け、推進体制の構築や広報・啓発に要する経費を計上するほか、内閣府から「自治体SDGsモデル事業」に選定されたことを受けた関連計画の策定、人材育成などのSDGs達成に向けた取組みに要する経費、世界遺産の構成遺産「宮内八幡製鐵所関連施設」の一般公開に向けた公開エリアへのアクセス方法等の手法を検討するために要する経費、倒木による事故を未然に防ぐため、危険木の撤去等に要する経費などを計上しています。

特別会計補正予算では、土地区画整理特別会計及び土地取得特別会計で、家屋移転補償等に要する経費、介護保険特別会計で、平成29年度決算に伴う介護給付費負担金等の国・県への返還に要する経費などを計上しています。企業会計補正予算では、上水道事業会計で、平成30年7月豪雨により被災した上水道施設の復旧に要する経費、下水道事業会計で、浸水対策や地震対策などに要する経費を計上しています。

緊急時の

詳しくは、各制度の窓口等にご相談ください。

自然災害時にお役立てください



① 災害時特有の制度・問題

○ り災証明書とは

市町村が発行窓口となる、地震・水害等による家屋被害の程度(全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊)を証明するもの。各種支援金、税の減免、融資申請等に必要です。生命保険、損害保険の請求には原則不要です。被害証明のために可能なら屋内外の写真をたくさん残しましょう。

○ 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険判定とは
余震等の二次被害防止のため、緊急に建物や宅地の危険性をチェックするもの。危険(赤)、要注意(黄)、調査済(建物:緑、宅地:青)のステッカーが貼られます。り災証明書のための被害認定とは異なる制度です。赤(危険)=全壊認定、ではありません。

○ 権利証や健康保険証などの紛失

不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失しても権利を失うことはありません。預貯金については金融機関にご相談を。また、健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日等を医療機関に伝えれば保険診療を受けることができます。

○ 境界標や石垣の基礎部分について

これらは土地の境界の特定に役立ちますので、可能な限り保存に努めてください。

○ 運転免許証の有効期間延長

特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許センターや警察署で再交付手続を。

○ 廃車手続(運輸局・運輸支局)

津波で自動車が流されてしまった場合、手続を緩和して抹消登録申請ができる場合があります。運輸局、運輸支局に相談を。

○ 在留カード、特別永住者証明書に係る諸手続(地方入国管理官署・市区町村)

紛失の場合は、在留カードについては、地方入国管理官署で、特別永住者証明書については、市区町村の窓口で再交付申請をしていただくこととなります。詳しくは地方入国管理官署又は市区町村の窓口にお問い合わせください。なお、住居地の届出については、いずれについても市区町村の窓口での手続となります。

② お金の支援制度(もらえる)

○ 被災者生活再建支援法による給付(国・都道府県)
※④を参照(最大300万円)

○ 災害弔慰金法による給付(市町村)

・災害弔慰金(遺族に最大500万円)
・災害障害見舞金(重い後遺障害に最大250万円)



○ 義援金(各自治体)

被害の内容、程度、自治体により異なります。義援金申請では、り災証明書が必要になることも。

○ その他の給付型支援

日本財団が熊本地震で全壊等世帯に20万円、遺族等への弔慰金(10万円)を支給した例などがあります。

○ 生活保護(都道府県・市町村)

避難所等の避難先での申請が可能です。義援金等のうち、自立更生のために充てられる額については収入認定されません。

③ お金の支援制度(借りられる)

○ 災害弔慰金法による貸付(市町村)

災害援護資金制度(負傷・住家被害 最大350万円)

○ 生活福祉資金貸付制度(社協)

緊急小口融資(10万円以内※・無利子)
※特に必要と認められる場合は20万円以内
災害援護資金(150万円以内 無利子~1.5%)
その他(総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金)



○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(自治体の福祉事務所)
被災者には償還金の支払猶予措置もあり。

○ 年金担保貸付、労災年金担保貸付(独立行政法人福祉医療機構)
年金額の8割かつ200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。

○ 恩給等担保貸付(日本政策金融公庫等)

恩給、年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。250万円以内など。

④ 住宅の修理・再建の支援制度

○ 被災者生活再建支援法(国・都道府県)
基礎支援金(全壊等100万円)、加算支援金(住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円)
※賃借人も対象。使途の制限はありません。
※単身世帯は4分の3



○ 災害救助法の応急修理(都道府県・市町村)

応急修理補助(58万4000円/2018年基準)
※ただしこの制度利用で仮設住宅の入居資格を失う可能性があります。

○ 公費解体(市町村)

大規模災害時、全半壊家屋は公費(無償)で解体してもらえる場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために被災度区分判定(日本建築防災協会・有料)の利用も検討を。

○ 生活福祉資金貸付制度による住宅補修費貸付(社協)
250万円以内(無利子1.5%)

○ 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付(自治体の福祉事務所)
住宅の補修等について200万円以内で貸付。

○ 建設・購入の災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等)
半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。

○ 修理の災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等)

り災証明書を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。



○ 自治体独自の支援策

能登半島地震での新築時支援金、熊本地震での被災したのり面、擁壁、地盤復旧への補助など多数事例あり。自治体からの情報に注意を。

⑤ 仮設住宅・公営住宅

○ 災害救助法の応急仮設住宅(市町村)

住家の全壊等により居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない人が無償で入居できます。

○ 公営住宅への入居(各自治体)

一時的に入居できる制度等があります。



⑥ 被災ローン減免制度(二重ローン対策にも)

○ 制度を利用できる人

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって、住宅ローン、事業性ローン、自動車ローン、教育ローンなどの債務の弁済が難しくなった個人が利用できます。

○ 制度の概要

- ①現預金500万円、及び生活再建支援金、義援金(※)、災害弔慰金、家財地震保険金(250万円まで)等を手元に残した上で、残ローンの減免を受けられます。※差押禁止立法化が必要
- ②信用情報登録機関に登録されないの、新たな住宅ローン借入の可能性あり。
- ③連帯保証人も原則として履行を求められません。
- ④国の費用で弁護士等専門家の支援が受けられます。

○ 問い合わせ先

制度の利用可能性がある場合には、金融機関とリスクを行う前に、弁護士会やメインバンクに相談を。メインバンクから制度利用の同意書もらい弁護士会に提出することがスタートです。詳しくは「自然災害債務整理ガイドライン」で検索

⑦ 子ども・教育の支援制度

○ 幼稚園の就園奨励事業(市町村・幼稚園)

入園料・保育料の減免。

○ 教科書等の無償給与(災害救助法、都道府県・市町村)

小中高の児童・生徒へ教科書、教材、文房具、通学用品を支給。

○ 特別支援学校等への就学奨励事業(都道府県・市町村・学校)

通学費、学用品等を援助

○ 小中学生の就学援助措置(都道府県・市町村・学校)

就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。

○ 高等学校授業料等減免措置(都道府県・市町村・学校)

授業料、受講料、入学金、受験料の減免、猶予。

○ 大学等授業料等減免措置(各学校)

学校により異なりますが、授業料等の減免、猶予があります。

○ 国の教育ローン(日本政策金融公庫等)

入学資金、在学資金等の融資。
一人あたり350万円以内。



⑧ 雇用関係の支援制度

○ 労災保険の支給

労働者が仕事や通勤中に、豪雨等により建物が崩壊したこと等が原因となって受傷した場合には、労災保険の給付を受けられる場合があります。

○ 雇用保険の基本手当(ハローワーク)

災害による一時的休業等の場合に、各種給付や雇用保険の基本手当の支給が受けられる場合があります。

○ 未払賃金立替払制度(労基署・労働者健康安全機構)

事業主が倒産した場合に未払給与や退職金の立替払を受けられる場合があります。

⑨ 事業関係の支援制度

○ 雇用調整助成金(労働局・ハローワーク)

豪雨等に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされ、労働者に休業手当を支払った場合に一定の助成金を受け取れる場合があります。

○ 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)(商工会議所・商工会)
商工会議所等の経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保で行う融資。

○ 農林漁業者に対する資金貸付(日本政策金融公庫等)

○ 災害復旧貸付(日本政策金融公庫・商工中金等)
災害により被害を受けた中小企業等に対する事業所復旧のための資金貸付。

○ セーフティネット保証・災害関係保証(信用保証協会)

一般保証とは別枠で保証。無担保8000万円、最大2.8億円。

○ グループ補助金(中小企業等グループ施設復旧整備補助事業)(都道府県)
複数の中小企業で構成したグループが復興事業計画を作成し、認定を受けることで設備、施設の復旧・整備について補助を受けることができます。

⑩ 税金・保険料などの減免制度

○ 地方税の減免・猶予(都道府県・市町村)

住民税、固定資産税などが対象。

○ 国税の減免・猶予(税務署)

申告期限の延長、納税猶予、予定納税減額、源泉所得税等の徴収猶予、所得税の軽減など。

○ 医療保険・介護保険(健保組合・市町村等)

保険料や窓口負担免除の制度があります。

○ 公共料金、使用料、保育料、放送受信料など(都道府県・市町村・関係事業者)

災害時の特別措置がとられる可能性があります。



支援情報をさらに詳しく知りたいときは

内閣府の被災者支援情報ページ →



← 復旧・復興支援制度情報(個人・事業者の支援制度を検索できます)

